

南部町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱
平成29年1月27日告示第2号
改正 令和6年3月13日告示第15号
南部町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、介護保険法施行規則の規定に基づき、厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）により行うものとする。

(指定の決定等)

第3条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査して指定の可否を決定し、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書（様式第1号）又は介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請却下通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(指定の拒否)

第4条 指定事業者の指定については、この要綱に規定した基準を満たした事業者であっても、当該事業者の指定を行うことにより、南部町介護保険事業計画において見込んだ地域支援事業に係るサービス計画量を超過する場合や地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業者の指定をしないことができる。

(指定の有効期間)

第5条 省令第140条の63の7の規定により町が定める期間は、6年間とする。ただし、事業者からの申出により6年未満とすることができる。

(変更の届出等)

第6条 指定事業者は、指定の申請事項の変更があったときは、10日以内に、厚生労働大臣が定める様式により、町長に届出しなければならない。

2 指定事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止する日の1月前までに、厚生労働大臣が定める様式により、町長に届出なければならない。

3 指定事業者は、休止した事業を再開したときは、再開後10日以内に、厚生労働大臣が定める様式により、町長に届出なければならない。

(指定の取消し等)

第7条 町長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消通知書（様式第3号）により、当該指定を取り消した事業者に通知するものとする。

2 町長は、法第115条の45の9の規定により期間を定めて指定事業者の指定の全部又は一部の効力を停止したときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定停止通知書（様式第4号）により、指定事業者に通知するものとする。

(指定の更新等)

第8条 指定事業者は、第5条に規定する当該指定の有効期間内に、法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新を受けなければならない。

2 指定事業者は、当該指定の有効期間内に指定の更新を受けない場合は、当該指定の効力を失うものとする。

3 指定事業者は、指定の更新を受けようとするときは、厚生労働大臣が定める様式により町長に申請しなければならない。

4 町長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査して指定の更新の可否を決定し、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新通知書（様式第5号）又は介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請却下通知書（様式第6号）により、指定事業者又は当該指定の更新を却下した事業者に通知するものとする。

（事業者情報の公表及び提供）

第9条 町長は、第2条から前条までの各規定による指定及び指定の更新、届出の受理、指定の取消し又は効力の停止（以下この条において、「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を青森県、国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供することができる。

（1）事業所の名称及び所在地

（2）当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員に関する情報

（3）指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

（4）事業開始年月日（事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は指定停止年月日）

（5）運営規程

（6）介護保険事業所番号

（7）その他町長が必要と認める事項

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者の指定等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定については、公表の日から施行する。

（準備行為）

2 町長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則（令和6年3月 日告示第 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に、この要綱による改正前の南部町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱に基づき使用している様式は、この要綱による改正後の様式とみなす。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 1 号 (第 3 条関係)

年 月 日

様

南 部 町 長

介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった介護保険法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請について次のとおり決定したので、南部町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱第3条の規定により通知します。

申請者名称	
代表者名称	
事業所名	
所在地	南部町
介護保険事業者番号	
指定年月日	年 月 日
サービス種類	
指定の有効期間満了日	年 月 日
特記事項	

様式第2号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者指定申請却下通知書

年 月 日

様

南部町長

年 月 日付けで申請のあった介護保険法第115条の45の5第1項の規定による指定の申請については、下記理由により却下したので、南部町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱第3条の規定により通知する。

記

理由

教示

- 1 この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部町長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南部町を被告として（訴訟において南部町を代表する者は南部町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者指定取消通知書

年 月 日

様

南部町長

介護保険法第115条の45の9の規定により、南部町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱第3条に規定する指定事業所の指定を取り消したので、同要綱第7条の規定により、下記のとおり通知する。

記

事業所（施設）	名 称
	所在地
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名及び住所	
指 定 取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	
サ ー ビ ス の 種 類	
介護保険事業者番号	

教示

- この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部町長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南部町を被告として（訴訟において南部町を代表する者は南部町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者指定停止通知書

年 月 日

様

南部町長

介護保険法第115条の45の9の規定により、南部町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱第3条に規定する指定事業所の指定の効力を停止したので、同要綱第7条の規定により、下記のとおり通知する。

記

事業所（施設）	名称
	所在地
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名及び住所	
指定の効力を停止する期間	年 月 日～ 年 月 日
指定の効力を停止する内容及び理由	
サービスの種類	
介護保険事業者番号	

教示

- 1 この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部町長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南部町を被告として（訴訟において南部町を代表する者は南部町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者指定更新通知書

年 月 日

様

南部町長

年 月 日付けで申請のあった介護保険法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新申請について次のとおり決定したので、南部町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱第8条第4項の規定により、下記のとおり通知する。

記

事業所（施設）	名称
	所在地
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名及び住所	
指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 有 効 期 限	年 月 日 ～ 年 月 日
サ ー ビ ス の 種 類	
介護保険事業者番号	

様式第6号（第8条関係）

様式第6号（第8条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者指定更新申請却下通知書

年 月 日

様

南部町長

年 月 日付けで申請のあった介護保険法第115条の45の6第1項に規定する指定の更新申請については、下記の理由により却下したので、南部町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱第8条第4項の規定により通知する。

記

理 由

教示

- 1 この決定に不服のある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南部町長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南部町を被告として（訴訟において南部町を代表する者は南部町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。